



現在在地方裁判所の事件と簡易裁判所の事件との間に、事件数の上におきまして非常な不均衡がございますので、その不均衡を是正するということ、簡易裁判所事件に対する上告審は高等裁判所でやり、地方裁判所事件に対する上告審は最高裁判所でやります関係上、或る程度簡易裁判所の事物管轄を引上げますと、最高裁判所の負担の調整にも役立つという観点から、事物管轄の引上を考えたわけですが、この二十万円という線は、実は十万円という考え方もございまして、十万円の場合、二十万円の場合、いろいろ過去の件数を基礎といたしまして将来の予想件数を出してみました結果、前回申し上げましたようなことで、二十万円くらいが適当であろうという結論につた次第でございます。

に判断して、物価指数の面からこれがだけの価値があるんだということと訴訟を提起するようなことが、常識的には私はできると思うのですがね。これは金額なんかは戦前或いは戦時中、戦後、元百円のものはやっぱり今も百円として裁判所ではお取扱いになつておるので。併しこれは訴訟を提起する者自身から言うと、そのときの百円は現在一万円くらいの値打があると、こう見るわけですね。そうするとどう管轄が原告自身の考え方からは如何よりも勝手にきめられるというう變成るんじやないかと思うのですね。そうするとここに裁判所のはうは、印紙だけはこれはもうこれだけ事情が変わったんだからこれを増額しなきやならんということになつておるのに、その半面、原告方の物の価値といふものは、元の姿で管轄をきめられるというよくなことに弊害が出て来ておるんじやないかと思うのですがね。そういう点については裁判所のほうでは相当お考えになつてその管轄の問題をお取りきめになつたのでございましてようか。そういう点まで踏み込んで御質問があるのですがございましょうか、ちよつと承わっておきたいと思います。

刻みで印紙額が変ることになつております。督促手続でありますとこの半額になりますし、又控訴審ですと五割増分の仕方は、現在の物価指数から考ふましても適当でないということで、この区分の最低を訴訟物の額額一円といたしまして、それに対する貼用印紙額を百円といたしました。で、あと一円を超えるものは一万円ごとに区分いたしまして、増額した印紙を貼るということに改めたわけであります。併しながら全体としてこの訴訟貼用印紙額が増額になつておるわけではありますので、それは貨幣価値が下り、物価指数が上つて参りますと、それに応じまして訴訟物の額額といふものは上るわけでございます。曾つて十万円でありますから、おのずから貼用印紙額が高くなつて参ります。で、この印紙法の第二条の改正におきましては、全体としては印紙額の増額は考えておりません。ただ区分を今まで以上に一千円ずつという小刻みでありますとしたのを一万円ずつというふうに改めた趣旨であります。

が、無論その点も考えました上で立案いたしたわけでござります。  
○中山福蔵君 私のお尋ねしたいのは、三万円から二十万円に引上げたんだから、元二百円くらいのものでも二十万円くらいの価値があり、或いは二千円のものでも二十万円と、物価指数の変動によつて、貨幣価値の変動によつて、まあ金額から見ればそういうふうな姿に現れて来るんじやないかと思うのです。それで裁判所が、これは三十万円しか、この訴額は、この品物、例えば損害賠償の請求をするときにおいても、これは裁判所では五、六万円のものだと思はうけれども、原告自身からこれは三十万円の値打があるんだ、俺は物価指数からこういうふうにして計算したんだという工合にして、自分が三十万円の訴訟を提起するんだ、請求の訴訟を提起するんだと言つて地方裁判所に訴えを起したときに、これはこつちの管轄と違う、それはそれだけの値打はないからと言つて却下される場合があるかも知れませんね。そういうときにはその価額といふものは、一応これは直ちに却下ということではなくて、価額といふものをこういう場合には一応何か審議する方法といふものをきめておかんと、裁判所がただ原告の書いた訴額といふのだけに基準を置いてそのまま受けられるものか、或いは又裁判所がそれを審議をしてみて、それだけの値打はないということでおらない、ようですが、やはり原告の書いた、書き上げた金の価額によつて管轄をおきめになつておるようですが、非常に貨幣価値が変動しておりま

に、今は十万円の値打があるのだ、実質は元は百円だつたけれども、今は十萬円にはね上つておるのだと、こういうことで裁判を起した場合においては、それはそのまま受けられないようなら現在の裁判所の状態ですがね。そういう点は裁判所ではどういうふうにお考えになつておるのでしようかね。

○政府委員(村上朝一君) 曾つて百円で買つたものが現在三十万円の値打がある。それを被告が不法に毀損してその物の価額に相当する損害を受けた。そういうことで三十万円の損害賠償請求の訴えを起すような場合、そういう場合ですと、その場合の訴訟物は三十万円の損害賠償請求権であります。その価額は三十万円を基準として管轄が定められ、又貼用印紙額が定められるわけであります。裁判所が審議の結果、その物の価額は五万円が相当だと判断いたしました場合は、五万円の限度において請求を一部認容いたしまして、それを超える部分の請求は棄却する、こういうことに相成るわけであります。

一応きめて出してもいいのだといふる。これは幾分煩雑にはなりましょけれども、評価の手続はおとりになつても差支えないのじやないかといふ感じがするのですがね。これは印紙税といふのは国家の手数料と見て差支えないのであります。自分のほうからはこれだけの手数料を上げておいて、元の物価といふものはそのままで、元のままで針づけにするということは、ちやんちやんかといふように私ども常識的に考へるのですがね。非常に日本銀行のあれを見ますと、相当にはね上つておりますからね。その点はちつとも今裁判所は関心を持つておられないよう私どもは考へる。これは々々裁判所で御吟味になるといふよりも、むしろ日本銀行の物価指数の統計が示しておられますからね。その点はちつとも今裁判所は関心を持つておられないよう必要はないと思う。従つて原告はそれに基いて訴訟をきめて提訴するといふにやつたほうが簡便迅速に行くのではなかいかといふな気がするのですがね。そういう点は何もお考へになつた、現在は幾らになつておるといふことが全部わかる。一々御審議なさる

山委員御指摘のような日本銀行の物価指数も参考いたします。又地方税法に基づきまして固定資産税の課税標準と不動産の価額といふものが評価されておりますので、そういうものが評価され定して行くわけがありますが、ただ聞いておりましたところによりますと、これを一つ／＼正確に評価換算しようといたしますと、その都度専門的な知識を持つた人が現場へ行つて見なければならん。それはどのことでもないといふで、当事者が固定資産税の課税標準価額に関する証明書を持つて参りまして、それを基礎として訴訟物の価額をきめて来る場合にはそれに従います。

○中山福藏君 もう結構です。私は大体割切つておりますけれども、あの念のために聞いておきます。なおその点裁判所ごとに内規のよくなものがありまして、それによつて評価しておる詳細は最高裁判所の岡根民事局長から……。

○亀田得治君 私もこの二十二条についてお聞きいたしたいのですが、この改正法が実行されますと、実際上、例えば離婚の訴えとかそういうふうなものは二十万一千円とこういふ訴訟価額をこれは原告が出して来る、今まで三万一千円で大体やつておる、そういうことになりますか。そうですね。そうすると、二千円貼ることになりますか、今度は二千百円ですか、今度はそういうことになります

○上原正吉君 百十四条の第二項を削除しますが、この第二項がどうして生れたか。昭和二十三年に定められたあるのですが、こういふ規定はどうして生まれたか。担保を供すべき期間内に供さなければ却下します。口頭弁論を経ずして訴を却下してもいい、但し原告にその旨を事前に審訊してそれを教えるなければなりません。この規定は削除されても当然だと思うのですが、こういう規定がどうして生れたか、その生れた経緯を伺いたい。

○政府委員(村上朝一君) 先ほど申上げましたのは、金銭債権が訴訟物になつておる例でござりますが、金銭債権でなく、例えは不動産の所有権或いは占有権が訴訟物になつております場合、これは不動産の訴訟を起す當時における価額が基準になりまして、管轄が定められ、又貼用印紙額が定められるのであります。不動産の基礎のその時における価額の評価、これは無論中

と、もう大変なこれは印紙代が要るわけなんです。ところが、元の三万七千円で裁判を起すと、これは簡単に事が

決済むわけですね。そうするとやはりそこに一つの例えれば被告からの抗弁が、

たしまして、個々に不動産の価額を認定して行くわけありますが、ただ聞いておりましたところによりますと、こ

とで、この案におきましては五万円とみなすということにしたのであります。

五万円といたしますと、その価額だけから申しますと簡易裁判所の事物管轄に属するものと同一になるのであります。管轄は民事訴訟法の二十二条であります。貼用印紙額が印紙法の三十条で定めるところと同様で三百十円から五百円に上げる程度にとどめたのであります。

○政府委員(村上朝一君) 民訴法の二十二条は、訴訟の管轄が訴訟の目的

の価額によつてきまる場合の算定の仕

方、即ち管轄に關する規定であります。従いまして離婚訴訟を例にとりま

すと、離婚訴訟は価額二十万円を超えて定められております。

○上原正吉君 この二十二条の次、

もう百十四条についてですけれども

いでしよう。

○委員長(郡祐一君) これは先ほど申

しましたように二十二条から三百五十

九条まで一括してどうぞ御質問の有

方……。

○上原正吉君 第二項におきましては、

裁判所事物管轄の最低が三万円であります。そこで、地方裁判所の管轄とするた

めに三万円を超えるものとみなされ

る。従つて地方裁判所のうち最低の線

で三万一千円とされておる。今度事物

管轄が二十万円に引上げられますと、

二十二万一千円ということも一応考慮さ

れられるのであります。そういう規定は削除されても当然だと思うのですが、こういふ規定はどうして生まれたか。担保を供すべき期間内に供さなければ却下します。口頭弁論を経ずして訴を却下してもいい、但し原告にその旨を事前に審訊してそれを教えるなければなりません。この規定は削除されても当然だと思うのですが、こういふ規定がどうして生れたか、その生れた経緯を伺いたい。

○政府委員(村上朝一君) 百十四条の

第二項におきまして、担保の提供がな

い場合に訴を却下するについて、当事

者を審訊しなければならないという規

定は、これは格別そういう規定が必要だ

といふことで入つたのではないよう

に聞いているのです。当時御承知のよう

に占領下であります。司令部係官か

らの相当強いサゼツシヨンがあつたか  
のように聞いております。

なお、この規定を準用いたしておりま  
す。二百二条で、これは不適法な訴で  
その欠缺が補正できない場合の却下の  
場合、やはり同様に百十四条の第二項  
を適用いたしまして、当事者を審訊する  
ということになつております。これ  
もやはり同様の経緯で入つたと聞いて  
おります。並へましてその百十四条の

第二項も、二百一十二条の第二項も実際に殆んど活用されておらんのでありますて、徒らに審訊のための呼出しといふう手数を重ねてゐるに過ぎないという状況であります。

○中山福蔵君 ちよつと民事局長にお尋ねいたしますが、只今の百十四条の規定ですね。これは本来から言えば、やはり一応警告を発するというようなことが極めて私は民主的だと思います

けれども、それがまあ面倒であるとすれば、やはり支払命令書の決定書の送達の場合に、その決定書に何日間に黙認の申立のない場合には云々といふ議論があるようだ。一つの警告付のなき葉書を、処置をするというような便宜的なお考えを付けられるほうがいいのでしょうか。いかと思ひますが、そういう点は如何ですか。どうも審訊しないで却下するということは、余りこう何だか不思議なような感じも受けるのですがね。これは簡単には參りませんでしょ？ これどもね、この事件を処理するにはほんんなもんでしょ。

○政府委員(村上朝一君) 担保を提出せられたかどうかということは、担保は単純に証明できるわけでありまして、担保の提供がないということは裁判

にはつきりわかるわけでありますから、これを更に審訊の手続をとりますと、却下されるほうの側にとりましては鄭重な手続になりますが、相手方もあることありますて、若し大した実益のない手続なら簡素化するほうがいいんじやないか、一面却下の決定に聞いては即時抗告の途も開かれておりませんので、不服があればそれで救済ができるというふうに考えております。

○中山福藏君 それでこれは却下並びに抗告ということになりますれば、それだけその事件が煩雑になるわけでございまして、私はむしろ、勿論この何ですね、供託書の提出がなければ却下する、これは別にかれこれ審訊する必要はないわけなんですけれども、実は供託金ですね、供託金の場合でも從来非常に面倒で、書記官のほうで手続がうるさいと言つて時効にかかるといつたことがたくさんあるのですよ。非常に忙しい弁護士なんかは、なか／＼いろいろどういう供託金を積んだか、まま旅行なんかして時日を経過させることがありますね。そういうときに私はいつも考えるのですが、あいとうときは全部会計係が一応調査して、お前さんの供託金は何月何日過ぎるというと時効にかかるのだというふうに、やはり丁寧にこれはお取扱いになると、いうことが、本当の親心でないかと実は考えておるのでがね。裁判所はやはり單に法律によつて物を処理して行くといふだけの簡単な気持ちでなくして、やはり指導的な法律倫理といいますか、法律上の倫理的な考え方を以て國民を指導して、親切といふものはこんなものだということを、やはり法律の中に含ませるということが私はいい

んじやないかと実は考えておるもので、すからお尋ねしておるわけなんですがね。それでまあそれは御参考のために供託金の場合を言つたのですが、やはりこういふ場合でも、一応は単に供託書を出さんからお前さんは何も尋ねずに、そのまま却下するのだというところでなくして、一応こういふ場合は警告的な審訊をおやりになつたほうが、やはり私はいいんじやないかといふような気もするのですがね。ただこの改正法を見ますと、如何にして訴訟手続を簡略に、迅速にするかという点しか現れていない、ような気がするのです。そういう親切心が込められていないような気がするのです。法律は冷いもので水みたいなものだということはわかるのですけれども、併し今日の何では、やはりそういう点も一応お考えになるほうがいいんじやないかといふ氣もあるのですから、一応お尋ねしておくわけなんです。

○上原正吉君 今のに因襲するのですが、百十四条には「判決ヲ以テ訴ヲ却下スルコトヲ得」とあるので、私は実際には自動的に判決が、却下されるのではない限りは審理の取扱いは行われるゝと、素人ですからわからんのですが、そう解釈しているのですが、そう解釈しておつて当局のお扱いは差えないのではどうか。必ず却下するのではないかと、自然に却下になるのではなくて、却下することができるというのですから、片つ端しから却下してしまうのではないかと思うと、そし了解釈しておるのでですが……。

○政府委員(村上朝一君) 百十四条の第一項に「却下スルコトヲ得」とございますけれども、これは却下してもいい、しなくともいいといふ意味の「却下スルコトヲ得」ということではなくて、却下はしなければならないのですから、少くとも判決前に担保を提供されませんと、これは却下の判決をしなければならんことになつております。

○上原正吉君 そうすると口頭弁論を経て却下することもできるわけなんですね。

○政府委員(村上朝一君) 口頭弁論を開くことも無論できますけれども、開きましても殆んど実益がないというところで実際は余り開いていないのではないかと思います。

○松尾吉君 何ですか、百十四条の一項だね、二項は削るというのだね……、一項に「裁判所ハ口頭弁論ヲ經スシテ判決ヲ以テ訴ヲ却下スルコト

「得」と、そろするとこれは却下するという任意規定で、却下せんでもいいという解釈じやないか。百十四条の一项は「口頭弁論ヲ経スシテ判決ヲ以テ却下スルコトヲ得」だから、だからして口頭弁論を経ずして判決を以て却下することができるので、却下せんでもいいという任意規定じやないのである。

○政府委員(村上朝一君) これは却下しなければならんというふうに解釈すべきものと考えます。訴訟費用の担保は原告が日本に住所等何もない場合に提供させるのでありますと、相手方にで訴訟を進めて参りますと、担保なしで、担保の提供がないときには却下せざるを得ないので、こういうふうに考えております。

○一松定吉君 そうすると「得」というのは任意規定じやなくて、判決を以て訴訟を却下しなければならんという規定ですか。

○政府委員(村上朝一君) そう解釈しております。

○一松定吉君 そうすると今までの法律用語として、「得」というのは裁判所の判決を以て却下してもよい、却下せんでもいいという解釈ではないのですか。「得」というのは今までそういうことに法律の解釈ではなつておる。あなたの解釈では必ず却下しなければならんということになる。それならば「裁判所ハ口頭弁論ヲ経スシテ判決ヲ以テ訴ヲ却下ス」と、こうすればいいじやないですか。「得」と書いたのは、あなたのような解釈は初めて聞くのだが、それで間違いないかね……、任意規定ではないか。今までの「得」という法律の

用語は却下できるが却下せんでもいい……。若しあなたの言うよろに却下しなければならないのならば「判決ヲ以テ訴ヲ却下ス」、こう書かなければならんのじやないか。それは今までの用語と大変違つが……。

○政府委員(村上朝一君) 「得」とあります場合には、裁量によつてしてしまはなくともいいと解釈する場合が多いのは、御指摘の通りであります。必ずしもそぞ詫まなければならんものでもない。各条文の趣旨から却下しなければならん場合も、そぞ解釈せざるを得ない場合もあると思うのであります。なおその点につきまして現在裁判所がどういう解釈をとつておりますか、関根民事局長からお答えいたさせます。

○一松定吉君 裁判所の解釈を開くのじやないよ。立法者としてこういふものを作出したときに、これはどう解釈するかといふそんなことは裁判所が判決するよりも、立法のときにおいて法律はこういふよろな趣旨だということを明らかにしなければならん。裁判所が解釈するからそうするのだ、裁判所がそう解釈するからそぞしなければならんのだといふことではなく、立法者がどう解釈するかの問題です。つまりこれはあなたの言う通り、必ず却下しなければならんものであるならば「裁判所ハ判決ヲ以テ訴ヲ却下スベシ」、若しくは「却下ス」と……。「却下スルコトヲ得」というならば却下してもいいし、却下せんでもいいのだ。今の法律の用語例はそなつておりますよ。私は寡聞にして「判決ヲ以テ訴ヲ却下スルコトヲ得」ということは却下せなければならんのだと解釈することは、僕は初めてだ。

○政府委員(村上朝一君) そういうふうに一  
合に、期間内に担保を提供いたしません  
と、その訴が不適法になるわけであ  
ります。不適法な訴は却下しなければ  
ならんということはこれはこの規定の  
前提にあるわけであります。そこで  
頭弁論を経ないで却下することができ  
るという意味で「得」という言葉が使  
つてある、かように考えます。

○一松定吉君 そこで今までの一項と  
いうものが必要があつたのだ。二項の  
必要があつたのはそこなんだ。期間内  
に担保を提供しないというのは、一体  
どういうわけだということを明らか  
にするために原告を審訊をしておつ  
たのです。その審訊することをやめ  
て、そして勝手にもう審訊も何も  
せんと、期間内に担保を提供せんか  
ら訴を却下するのだというのは君看  
き過ぎじやないか。それならば二項の  
趣旨を活かさなければいかんよ。相手方  
方に不意打を食わせるようなことはほ  
かないし、又この法文の解釈は我々々  
門家からすれば、いわゆる「訴ヲ却下ス  
ベシ」「裁判所ハ口頭弁論ヲ経シズ  
テ判決ヲ以テ訴ヲ却下ス」、こうすれ  
ばあなたの言うように却下することに  
なるが、却下することを「得」なんだから  
却下してもいいし、却下しなくてもも  
いい、裁判所の判断による、こう解釈し  
なければならない。そこでそういうう  
合に担保を提供しなければどうする  
か。二項があつて、その場合には原  
告所は原告を審訊して何故に担保の提  
供ができるかということを聞いた上で  
適当な措置をとる、こういうふうに一  
て二項が生くる。二項を削つてしまつ  
て今あなたの言うように、「得」とい  
うのはそれは必ず却下されるのだ、こ

いろいろうに解釈するのは……どうですか、君、間違いないかね。間違いなければ私はこれを修正するよ。本当に君のようになだね、これが必ず訴を却下しなければならんのだと、いうならこういう字句の用例はいかんです。どうです、君の言うように解釈するとすれば、この通りに字句を使うことはできん。それでも君がそうと言われるなら納得ができんから、私は個人でもいいから修正意見を出しがね。

○中山福蔵君 関連して……。只今一松委員がおつしやる通り、これは法律家としては文理解釈上「得」といふ場合は、今おつしやった通りだと私は思うのですがね。これは併し用語が一応誤つているのじやないかと思うのですがね、どんなものでしょか、これは……。

○政府委員(村上朝一君) これは繰返し申上げました通り、現行法のままで先ほども申上げましたような解釈ができる、かように考えております。

○一松定吉君 そろそろと今あなたのやつは、二項を削つて一項はそのままにしておいて、これは必ず訴を却下すべしといふ意味だと、こういふ御説明ですね、そうですね。

○政府委員(村上朝一君) 適法要件を欠くわけありますから、これは却下しなければならん、かように考えます。

○一松定吉君 要件を欠いて、却下するかせんか、要件を欠いておつても、裁判所に裁量権を与えておれば、要件を欠いたから裁判所が却下しなければならんということにはなりませんよ。若しあなたの言うよなら、要件を欠いているから訴を却下するといふ

にしてこれを限定するような意思表示の書き方ならばいいけれども、「却下スルコトヲ得」というから今の用例では、却下してもいいけれども却下せんでもいい。裁判所の判断に委せられるということにならんのですか。今までの法律のすべての法律の解釈では、「得」と書いてあるが……。「裁判所ハ……得」ではないかん、却下するのだ。それなら「得」という用例はよくない。相当を欠くですね。まあ併しそう解釈するならば、あなたがそれなら法務大臣を呼んで聞いてみなければわからんよ。君の言うことだけじや君が提案者じゃないんだから、法務省が提案しているんだから……。その点いですか、研究の余地はありますから、その長につきまして一松委員長からの有力な御意見もございまして、なお帰りましてよく検討はいたしてみます。

○松定吉君 それならよろしくござります。

○委員長(郡祐一君) ちょっとお詰りいたしますが、亀田委員から東京大学助教授に対する思想調査かと考えられる人権侵犯問題と裁判所書記官等の俸給調整についての最高裁通達に関する件について質疑をいたしたいというお申出がありましたが、只今田中警視総監、戸田法務省人権擁護局長が参つておりますので、両法案の審議中でございまするが、これに対する質疑をここでいたしまして御異議ございませんか。

○一松定吉君 政府に伺いますが、つまり訴訟手続を簡略にするために、わ

さわざ民事訴訟法に規定してある法文を削つて、最高裁判所の規則の定むるところによる云々とあるのは、これは簡易にするということで私も了解しますが、これを削る前に、最高裁判所の規則の草稿というものを出して見せて頂きませんと……出ておられますか。

○委員長(郡祐一君) これは私から申上げますが、先般規則の要綱……まだ委員会にかけておりませんそうであります。が、事務局における試案といふものを御配付しておられますから……。

○一松定吉君 おりますか。

○委員長(郡祐一君) はあ。多分お手許に行つておると思いますが、それにについても本日引き続き御質疑があると予定しておりますが……。表紙にはルールをこしらえまする委員会の規定とその人名と、それから試案が出ておりますから……。

○一松定吉君 それならいいですが、これがないと……、これと現行法の削除するものと比較して……、成るほどここにありますか。これは本当の基本的な構想である。この構想だけを見て、我々は民事訴訟法の現行法の重要な規定を削るということに直ちに賛成できませんが、もう少し具体的に出して頂いて、現行法と最高裁判所の定める規定というものを比較研究してみて、なるほどこれならばいわゆる権利の擁護にも欠くるところはない、そして訴訟手続を簡易にすることができるんだといふ比較研究の機関を与えるについて、は、これだけじや困るよ、君。これはあるんですか、なさらんのですか。

○委員長(郡祐一君) この点も政府、

六

裁判所側の答弁あると存じますが、只今の段階では、まだ事務総局全体としても諧っていないので一応試案を提出いたしますが、順次裁判所側でも考えがまとまるに従つてより完全なものをして出して参るという工合に了解をいたしまして、一応この試案を提出しても

○一 松定吉君 政府のほうでその点御  
お詫びと申合つておまじして、そうして我々が  
足するんだ、こういうように行かなければ  
れば審議ができるんじゃないですか。  
○委員長(郡祐一君) お話の通りだと  
思います。

ないんだということを御説明いたしましたが、なおルールの細かい点までお出ししますと、やはりこいつた国会でお忙がしい中を、細かい技術的な実際的な規則まで御審議頂くのはむしろ如何かと考えておる次第でございます。

これは最高裁判所の判則にすれば、訴訟手続が極く簡素に行く。而して当事者の権利を侵害することがないといふことなら、安心して長く行われた現行法の訴訟手続に関する規定の削除に私ども同意ができるでしよう。それだけの親切をもつてやつてくれないと、もうあと五月八日でお終いとする。

けれども、一応差上げましたそれを読み頂きまして、これではどうしても足りないのだという御指摘がございますれば、差上げたいと思いますが、私どもこれをただ条文化するだけのことになりますかと思ひます。

○一松定吉君 併しながら今の大判所の民事訴訟法の現行法の重要な法廷における手続規定を我々が削除することに直ちに賛成はできませんよ。最高裁判所の定める規定と比較研究して、成るほどこれならば訴訟手続が簡易に行なうとして当事者の権利を侵害する

これを審議するについてなるべく早急に草稿でも結構ですし、試案を出して頂いて、試案とこれと比較して、試案の通り間違いなくやりますか、そうですか、それならこの削除に同意しますす、というふうに行くのが本当ですわね。

細かい点まで審議するといふことがこれまでだけの委員会では困るならば小委員会でもこしらえて、そうして特別にそれにかかる審査するということになれるから、細かいことまでお示し下さつても差支えないと考えますから、その点は御懸念にならぬよう願いたい。実はこの前回委員会の際どなたからか

審議未了に終るかも知れませんよ。ですから私は法務省の、政府の出した法案について、できるだけ御協力を申上げたいと思うから、そういうことを言ふのですから、あなたのほう、いろいろ御都合ございましょうけれども、成るだけそういう案を出して頂いて、そして我々が委員会以外でもその規則として

訴訟規則といふものを承知しているから言うのです。刑事訴訟規則が刑事訴訟法の運用に関する手続であるが、あの刑事訴訟法に規定してあるところの精神が必ずしも規則に出ておらない。例えば三十九条かの、弁護士の面接の規定等が、勝手に検事が時間をきめて、そういういろいろなことをやつた。

ことなくて円満に調査の進行ができるんだといふ比較対照をして……それでないと審議はできませんがね。今あなたのようにお考へになつて、政府のほうからさういうふうな最高裁判所の規則といふものの草稿も原案も出さずして、ただ最高裁判所の規則の定めるところによるから、これも削れ、これも削れ

○説明員(関根小郷君) 今一松委員、  
か。  
の民事局長にお尋ねいたしますが、先  
般委員会の要求で一応の試案、構想を  
お出しになりましたが、更に御研究の  
結果、より詳しいものをお出し頂ける  
ものと考えておりますが、如何です

お話しのあつたように、刑事訴訟法の運用に関する最高裁の定めた規則が刑訴の精神を著しく制限して規定せられたような実例もあるのですから、本件民訴法の或る手続規定を削除して、その部分を最高裁の規則に譲るというところでは満足ができませぬ。なぜかと言ふと

○ 説明員(関根小君) 今一松委員の  
おつしやる点御尤もだと思います。た  
だ、今一松委員はまだお手許に今され  
ただけで、内容をごらんになつておら

りする。刑事訴訟法の一項では防衛の方  
法を侵害するような制限をしてはなら  
んということになつておるのに、それ  
が今度は規則では制限されている。そ  
ういうようなことはやはり本法の原則  
をこわさない程度においてしなければ  
ならん。だから今あなたのよくな構想  
よ、こしき構思と、よし（成文化）

○委員長(郡祐一君) 私も一応これだけは  
第一案を出しました。ただけで、更にもう一つ  
と完全なものが本委員会の審議中に提出さ  
れました。

それから委員長からのお話についてであります。が、実は表題には基本的構想、構想という文字が使ってございまして、終りのほうを御覧頂きますと、具体的の方策の概要が書いてございまして、この概要の内容をお読み頂きますと、現在の法律ではどうしてもだめなこと

えは、その定められた規則が訴訟法の精神に反し、訴訟当事者の権利の伸張方に重大なる影響があるようなことがおきつては、折角我々が国会において法律案を審議することの機能が侵害されることになる。その点についてはやはり国会の審議権を蹂躪することなく、  
二回は最高裁判所の規則によつて

ごらんになつて頂きました、この程度で法律を改正しなくちやいかんといふお気持になるかどうか、私どもはこれをルールの案を作りますことは、この方策がいいとなりますと、これをただ文化化するだけございます。それが大体御承知のように刑事訴訟法ではす

ときに、或いは我々予期しないような方面に走らんとも限らないから申上げる。ただ大ざっぱなことだけで、それでは規則に任せる、規則に任せるといろいろなことで、長い間馴致して、馴れておる、これをやめてしまつてやることには、訴訟手続を簡素にするという上か

出さるべきものと考ておりまます。私どもの審議に十分役立ち得るものを持  
判所側に提出を要求はいたしておりますが、この点について……。

かと思います。それからなお詳細の相  
則案をお出したいたしまして御覽頂くと  
いうことも考えられますけれども、こ  
の程度で若しどうしても法律でだめが  
という点がおわかり頂けるなら、この  
程度で如何かという気がいたすんでし  
りますが、これは先般の委員会で私  
在の法律ではこういつた方策をとり得

訴訟を円満に迅速に進行することが出来るようになります。要は当事者の訴訟進行の権利を侵害することなく、田畠に、而して訴訟遅延でないようになると、この趣旨がこの手続法の改正だ。私は思う。それならばやはりそういうような草案を出して我々に見せて、それで私どもが比較研究して、成るほ

規則に法律から譲られております。今度の民事訴訟法の改正の規則と法律の問題は、刑事訴訟法の範囲内、むしろ刑事訴訟法と比較いたしますると、非常に小部分、而も方式の点等でございまして、国会の審議にむしろ適さないくらいの問題でありますので、むしろ

らはいいかも知れませんよ。当事者の訴訟の進行について、権利を侵害し、当事者の予期しないような損害を招くことが万々一手続を簡素にする、簡素にするというために行われるような味議したことが無駄になる。なぜ最高裁判所の規則を見なくて、勝手にこんな判所の規則を見なくて、勝手にこんなか

ものを削つてしまつたのかといふ非難を受ける娘れなしと限らんから、それで申上げるのですから、成るほど今これを受取つて内容調べんでそりうことを言うのは甚だ失礼でありますけれども、併しこの通りに規則ができるといふことはわからんでしょう。これは最高裁判所がこしらえたもので、最高裁判所がいよいよ規則を作るときに、これじや都合悪いから、こうしなければならんということにはならんとも限らんじやないですか。それならば我々はやはりそういうような草案を見て削除する規定と比較研究して立法に当るということのほうが親切丁寧じやないのかね。

○亀田得治君　関連して……。私もこの点は非常に遺憾だと思つております。国会にこの改正案が出されて、こちらから質問が始まつて、初めてこういうものが早急に作られて来ておる。従つて而もこの案は御説明によりますと、単なるこれは事務局案であるわけなんですね。規則制定の権限といますか、権限を持つておるのは、最高裁、最高裁が諮問する諮問委員会、規則制定のための諮問をする委員会、この委員会にすらこれが諮られておらない、本当の事務局案なんです。だからこれがこの通り改正法通過後に規則の上に現われて来る、こういうことは必ずしも保障されない。それから各条毎にこれが書かれておるわけじやないから現行法との比較ということになりますと、これはなか／＼的確な比較といふものはむずかしいので、先ほど議論になりましたような法文の中の一つの字句にしても、全く相反した解釈がな

されるようなやはり微妙な問題がたくさんあるわけです。これと現行法を比較せよと言つたつてこれは無理だと思います。私はそういう総論的なことばかりで時間を費やしては甚はだ相済まんと思いましたので、百四十三条の具体的な条文の審議の段階で更にその点をもう少し実はお聞きしたいと思っております。丁度一松先生からそういう要望も出ておりますので、これはもう少し、これを見てもらえば、現行法のままでいいけれども、ということは御了解願えるはずだ。こんなことでその後に来るものを示さないで、それで適当に了解してくれということは非常に大ざつぱだと思う。私は委員長も大体そのことを、先ほどの発言でありますと了解されて、そうして委員長から最高裁のほうにやはりそういうものを至急準備して出してもらいたい、こういう意味の実は要求されているんです。その要求に一体応じられないつもりでこのままうかね。だから私は一つ端的に関連して聞きたいのですが、これは委員長からも実は要求されているんです。その要求の実は催促をされているのであると思う。だから私は一つ端的に関連してやつてくれ、こういうことなのとかどうかね。一つはつきり今の一松さんの質問にお答え願いたいと思う。

けなんですよ。だから我々の審議に便利になるようになつた方を協力せなきゃいかんよ。本当に龜田君が言う通り、最高裁のほうから出ているものは何もないんです。最高裁が規則をきめる、その最高裁から規則の原案も何も出さないで、あなたがたがこういう構想だから。これによつてお前がたは作付けて、国会でこういうことになつた、我々が国会に提案したのはこの構想だから。これによつてお前がたは作れど、そういうことをやるまいと思うけれども、想像はされますよ。やはり本当に促進するならば一つ昼夜兼行でおやりなさい。そうしてこの期間内に御協力したいというのが我々の考え方です。あなた方がどうでもいいというとならばこれは審議未了に終りますよ。今日は十五日だ。後一ヶ月よりないんだから、不服を言うわけでも何でもないよ。本当にあなた方に御協力する意味においてこういう憎まれ口を叩いておるのだから。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて。

最高裁判所規則として新たに制定されますものについての要綱は、可及的速かに当委員会に御提出を最高裁側のほうに要求をいたしておきます。

ちよつと速記をやめて。

○亀田得治君 これはすでに新聞にも  
つきまして御質疑を願いたいと存じます。  
お尋ねをしたいと思います。  
それは三月の三十日に東大の関野助  
教授が自分が持つておる書物を調査さ  
れた。警察官によつて調査を受けた。  
こういうことから来ておる事件なんで  
す。関係者の申出によりまして、人権  
擁護局においてもすでに問題の調査に  
着手しておられるよう聞いておりま  
すので、先ず今まで明らかになつ  
た事情について、擁護局のほうから先  
づお聞きをしたいと思います。  
それからなおそれに関連して、これ  
は勿論警視庁の警察官でありますか  
ら、警視総監においてもそれに対する  
処置を考えておられると思いますが、そ  
の点どのように現在のところなつてお  
るか。これは総監のほうから一つ局長  
の後にお答えを願いたいと思います。  
○政府委員(戸田正直君) お答えいたしま  
ります。  
お尋ねの件につきましては、本日の  
八日東京法務局人権擁護部におきま  
で、人権侵犯事件の申告を受けましたの  
で、同法務局で早速調査いたしました  
ところ、次の事実が判明いたしま  
た。  
被害者の関野雄は東京大学助教授で  
あるが、去る三月三十日午前十時二十二  
分頃、東京都台東区谷中三崎町二十一  
番地の自宅において、谷中警察署員貞  
安正によつて不当な搜索を受けたも  
のである。

即ち同日同時頃、制服制帽を着用した一人の警察官が案内簿を手にして訪れ、玄関より中に入りガラス戸を閉めた後、応待に出で園野雄の妻都に対し、雄が文部教官であることを確めた後、勤務先を訊ねた。雄の在否を聞くこともなく、都の「東大でござります。」との返事を聞くや、玄関の間四疊半をじろ／＼と見廻して、本棚の置いてあるのを見ると、「本を見せてもらいたいんです。」と言うが早いか、靴を脱いで帽子も取らず上り込んで本棚に近づいた。この威圧的な態度に圧倒され、都は思わず「はあ」と答えたところ、警官は木棚の中から、マルクスリエンゲルス「芸術論」等を抜取り内容を調べ出した。

三崎町二十二東大助教授の鶴野雄といふかたのお宅に参りましたして、戸締りのことであるとか、或は押売り、それから窃盗というようなことについていろいろ御注意をいたしまして帰るうとしたところが、この巡査がたま／＼玄関の狭い部屋に、大変立派な書物がたくさん、ぎつしり詰まつておつたので、丁度出て来られました妻女のわたしに、大変立派な本がおありのようだと、一遍見せて頂いてよろしくございましたようかと、こういうふうに言いましたところが、妻女が、どうぞ御覧なさいませと、で、今いは大体躊躇してしまって上つて、一番とつつきのところの本を、「二冊見て」ところで妻女が又奥へ入りまして、御主人の助教授の方を呼んで来て、そこで思想調査でないかということと詰問を受けたのであります。

書画とか骨董とかそういうものが好きでございまして、ときどき親しいお宅をお伺いして、いい書画なんかを見せて喜んでおつたといふようなことを本人も言つておりますので、要するに、立派な本がたくさん詰まつておつたので、本人の言うのも、多少私はそういう気持から来ておるのでないかと思ひますが、大変立派な本があるので、ちょっと見させて頂きたいとうで、ちょうど見させて頂きたいという、そろした極めて単純な気持から妻女にお願いいたしまして、妻女のほうでは、ではどうぞということと、一応御了解を得て上へ上つたというのでござります。たま／＼この突き当たりにあつた本がマルクス、エンゲルスといら、カナで書いた、ほかの本は非常にむずかしいので、片カナで書いてあつたので、それをいきなり取つたといふようなことを言つておりますが、本人の今日までの成績等から見ましても、本人がそうした、本人自身が思想的な方面に関心を持つておる遙か昔も我々は考えておりません。單に外勤遙か昔といつてしまつて十五年間やつて來た遙か昔でありますので、特にそうした方面に本人が興味を持つておるといふようなことは全然ございません。そしてその場におきまして夫妻から非常にお叱りを受けたので、本人が非常に恐縮して警察手帳をお見せして、帰つて直ちに署長に報告したのであります。署長といつてしまつては、それは非常に疑われる行為をやつた。とにかくそういう行為をやつたことは、これは行過ぎであるからして直ちに行つてこれほんとすれば、これは非常に行き過ぎは陳謝しようというので、署長と二人で、私のほうも若しそういうことがありましたので、立派な本がたくさん詰まつておつたので、本人の言うのも、多少私はそういう気持から来ておるのでないかと思ひますが、大変立派な本があるので、ちょっと見させて頂きたいとうで、ちょうど見させて頂きたいといふようなことを言つておりますので、要するに、立派な本がたくさん詰まつておつたので、本人の言うのも、多少私はそういう気持から来ておるのでないかと思ひますが、大変立派な本があるので、ちょっと見させて頂きたいとうで、ちょうど見させて頂きたいといふようなことを言つておりますので、要するに、立派な本がたくさん詰まつておつたので、本人の言うのも、多少私は

であるから、一応その助教授のところへ行つて十分に了解を得るし、又行き過ぎがあつた点があるならば、これは十分陳謝せねばならんから、さうな措置をとれということを私も連絡いたしましたして、署長も確かに行き過ぎた点がありますからといふので、安藤巡查を連れまして妻女のところへ参りましたとして行き過ぎた点、又非常に誤解を受けた点は十分お詫びをいたします、こう言つて二人で妻女に陳謝をしたそうであります。ところがたまくその際に御主人が六区方面本部のほうへ抗議に出かけられて留守だつたそうであります。従つて助教授直接にお目にかかるつてよくお話をすればよかつたのであります、丁度不在中に行つたのでありますまして、助教授に御了解を得られなかつたようでございます。

誠に遺憾に堪えないのであります。しかし、署長におきましても本人の将来を戒め、又十分にこうした疑いを将来起すような行為をしないようにならうとしてその受持ではちよつとまずいと思いましてその点につきましては助教授のほうから、現在としましては署長において本人を訓告処分に付しまして、そちらでそのような次第でございまして、なお一回も人権擁護局のほうへ提訴がありましたがので、私どもとしましては十分に一つは命じまして、十分に将来を戒めておられるような次第でございまして、公人権擁護局のほうにおかれまして、公平な立場において御調査を願うことを希望しておる次第でございます。

○亀田得治君 一応の御説明を聞いたわけですが、お二人の御説明が結論において大分食い違つておると思うのです。警視総監のお話によりますと、何とか余り強制的なものでもなかつたよくな印象を受ける。併しこれは本件の非常にポイントだと思うのです。本当に了解を得てやつたことなら何でもないことだし、そうでなしに、一つの意図なり、強制的にやつたことなら、これはもう質的に非常に重大な問題だしがらつと変つて来るのです。だからこそその点をあいまいにさしたのでは大したことです。

それで總監に先づお聞きしますが、今のようなあなたたちは報告をされたのですが、これは安藤巡査の署長の報告に基づくものか、或いは署長なり、安藤巡査

同じで、そうして謝りに行く必要がないでしよう。で、私、謝りに行つたといふことをあなたが聞かれたこと、そのことからしたつて、實態はもつと深刻なんじやないかということにやはりお考え頂いて、そうしてもう少し真相を明白にする。そういうことをしてもらひませんと、自分の部下のやつたことだからといふことでそれを庇う、こういうことでは、ときどくこういう問題が起るわけですから、そういうことが改められなければならない。まあ自分たちがやつても、又上官が適当にやつてくれるだらう、こういうことなんですか。それはどういう思想を持つていようと、こういうことはもう自由なんですから、これは学者の生命なんですから、右翼、左翼、いろいろ思想はあるでしょう。そんなことは自由なんですから、これはもう良心的な学者にとつては、そういう立場の如何を問わず、こういうことが新聞に出されることが非常にやはりこれは苦痛なんです。私はそういう意味で、總監の只今お答えになつたようなことですと、甚だこれは不満なんです。でもつとその点を突込んでお調べに私はなるべきだと思うのですが、それはどのようにお考えになりますか。

たということと自体が、それはその警察官の執行として不適当であると、かような考え方からいたしまして、その事実は事実として別としまして、一応そういう疑いをかけられた行為をやつたといふことに對して、一応処分をいたしております。若し又これが更におるのであります。されば、これは又別の考え方を持たなければならんと思いますが、一応こうした思想調査をやつたような疑いをかけられるような行為をやつたということは、これはどうも警察官として誠に執行が不適当であるかのような見地からその事實をそのまま形の上において見たままでおいて、一応これを処分いたしましたのでござります。又、なおこの点につきましては、私のほうでも、更に又この助教授のほうにも十分に当りまして、事情を一つ調査してみたい。又かたゞ、人権擁護局におかれまして、これは警察以外の立場におきまして、第三者としての御調査が今なされておりますので、その結果によりまして、又私どもいたしましても十分な処置をとりたいと、かように考えております。

に、是非直接この被害者からも事情を  
もつと聞いてもらいたい。その結果こ  
れは非常に不当なことをやつたとい  
うことが明白になれば、もつと強い処分  
もあり得るといふように理解してお  
てよろしくござりますか。

○参考人(田中栄一君) 勿論警察官と  
してあるまじき非違をやりましたならば、それに対する当然の措置はせねば  
ならないと考えております。

○亀田得治君 それから私はこういう  
事件が安藤巡査によつて起されたけれ  
ども、これは単に安藤巡査だけの考  
ではなく、やはりもう少しこの背後に  
大きな動きがあるのじやないか、こう  
いうふらなことも考えるのです。そ  
ういう巡査が私そんな出過ぎたことま  
で、なか／＼単独にやるものじや私は  
なからうと思つていいのです。で直接  
この上官が何かそういうことを指揮し  
たかどうか、こういうことはまあわから  
りませんか。若しそういうことがわかつ  
つておれば、勿論大変なことですが、  
そういうことがなくとも、何かそういう  
う傾向というものがこの安藤巡査のお  
る署にあるのじやないか。署長なら署  
長が大体そういう考え方で平常から勵  
いておるから、署員が集つて、まあ食  
事でもしたり、いろ／＼お茶でも飲む  
ときには、どこその教授は、あいつは  
怪しかるとか、怪しからんとか、こん  
な想像話もしているのじやないかと思  
つておる。こういう点も、これけれ  
どもつと聞いてもらいたい。その結果こ  
れは非常に不当なことをやつたとい  
うことが明白になれば、もつと強い処分  
もあり得るといふように理解してお  
てよろしくござりますか。

ないでしようが、一体に末端の警察官たるものは、ううことは的確な証拠といふものはない。だけでもういうことはやれんのじやないか。相手は助教授ですかからね。特に玄関を上つて行くのですからね。相当私はこれはいかんと 思います。ちよつと街の交通整理でもやつているとか、街で警邏をやつしている、そういうときに、ついでに何かちよつとあつたといふふうな、でき心のようにも私は思っていないのですね。それはどういうふうにあなたはお考えですか。

から本をちよつと拝見したいと見たまゝ、その見た本がマルクス、エンゲルスだというので、条件は極めてどちらもこれもうまくきておるのですけれども、これもさういふ結果になつたのが、実際問題としてはそうした思想調査のためにやつたとか、そういうのではなく全然やつてないものでありますからして、この点だけ一つまあ御了解を願いたいと思います。

なお思想調査とか、そういうことは現在警察といたしましては全然やつておりますませんから、この点も一つ御了承願いたいと思います。

○吉城タマヨ君 人権擁護局長のお話をと総監のお話を伺いましたが、非常に私は達つた気持がするのです。それで機視繪監のお話を伺いましてみますと、何も悪いことはないので、まあ私聞いたところでは、それで何とも悪いとのないものをなぜお詫びに連れていらつやつたり、それから本人を処罰なさつたりなさるのだろうかということを思ふ不思議で、少くともまあ警察官といふものは、普つてみれば本当に政治の末端で、その人たちが正しいことをしておられますときに、そう私は頭を下げ歩いて歩く必要がないと思うのです。それが、だけれども私はここにおかしいところが二、三あるので伺いたいのですが、防犯のために戸閉りのことを注意に行つたとおつしやるのなんかを注意に行つたとおつしやるのですが、それは各戸を歩かしていらっしゃつたのでございましょうか。またまた今の岡野助教授のことなどは、そういう問題を持つて行つたの

「いや、おしゃべりか。それはどうなんですか。

○参考人 田中栄一君 この防犯連絡と申しますのは、大体一年に一回くらいだと思いますけれども、これを我々のほうでは受持ち連絡と言つております。一年に一回くらい各家庭を訪問いたしまして、そろしてまあ押光りが来ておるかどうか、それから最近のこの辺の窃盗、それから家の建付けがどうであるとか、それから防犯上御注意申上げる点、それから又例えば高級カメラとか、こういうようなカメラの番号、レンズ番号なんかを全部お聞きしまして、そうして或いは貴金属でも若しお届けがあるならば、これを台帳に載せておくというようなこと、それから又住所、それから氏名、年齢と、その程度のことを承わつております。併しこの防犯受持ち連絡といふのは、これは飽くまで相手方の任意に待つてやつておるものでありまして、強制的に亘つてはいからんということで、相手方が言わなければもう仕方がない。そのまま帰るといふようなことにいたしております。従つて安藤巡査の参りましたのは、この助教授の私宅だけを訪問したのではなくて、順々にこう廻つて参りました。たまく、閑野助教授のところでこういふ事件があつたわけでございます。私のほうで処分したと申しますのは、大体この警察官が受持ち連絡に行つて、そこは、これは嚴に禁じておることでござりますから、少くとも玄関先で用件が済んだならば、私用をそこで足してはいけない。用件が済んだら必ず直

ちに辞去するというが建前になつております。従つてこの安藤巡査は自己の職責を果してから後に、まああとは私のことになると思うのであります。が、本を見せてくれと言つて、靴を脱いでのこ／＼上り込んで行くなんということは、これはもう警邏員としてあるまじき行為だと、かゝるに我々は考えておるのであります。この点は我々としてはこの警邏員の職責を逸脱した行為と、かゝるに考えて、一応処分しておるわけでござります。

○宮城タマヨ君 安藤巡査が、まあ、ふだん禁ぜられていることを侵して座敷へ上つたといふほど、書画骨董が好きだつたといふ解釈をいたしますと、私が握り出するもの、本が少しおかしいと思うのです。書画骨董に趣味のある人だけやないか。まあ、これは常識的に思ひますけれども、マルクス、エンゲルスの本は、私は書画骨董なんかと恐らく方面的の違つた本だろう、私ども知つてゐる範囲ではそういうふうに思ひますが、たま／＼それをつかみ出してみたといふことも私とても了解できないのです。そんなものをわざ／＼禁を犯しまで靴を脱いで私見せてもらうといふことは、どうしても了解に苦しめます。それから若し鑒視鑑定がおつしやなんか、自分で捏造するような人じやないかといふように考えなければなら

ないのでござりますね。その点を一體  
警視庁ではお調べになつたか、どうで  
ござりますかと思うでござります。  
この闇野助教授の言つたことについて、  
つまり人権擁護局に訴えて参りました  
が、したその内容について、少しお調べにな  
つたかどうかということでございま  
す。

いませんから、大体よく常識的にわか  
つておるものと考えております。一応  
上るからには、やはり一応その妻女の  
御了解を得たのじやないかといふう  
に私どもは考へてゐる次第であります  
す。

○宮城タマヨ君 署長がお詫びをおつ  
しやつたという点は、どういうお詫び  
の点でお連れになつたのでございまし  
ようか。聞いて見れば、何もお詫びを  
言ふ筋はないと思いますが……

○参考人(田中栄一君) これは受持連  
絡に、仮にその妻女が承諾しても、警  
察官として一般の民衆の宅へのこく  
上つて、而もこうした思想調査とか  
何とかというような容疑を受けたとい  
うことは、これは警察官として先ほど  
申上げました通りに、余り適當な行為  
じやないという考え方と同時に、又思  
想調査がないということを御了解をし  
て頂きたいという意味でお伺いし、又  
のこく上り込んだということは、警  
察官として適當な行為でないのであり  
まして、この点をお詫びしたいと思  
う。こういうふうに言つたわけであ  
ります。

○中山福蔵君 擁護局長に一つお尋ね  
いたしますが、あなたそれは告訴され  
てからこの事件について相当もうお調べ  
になつておりますか。お調べになつて  
おりましては、その範囲を一つ明確  
にして御説明を願いたいと思います。  
さす。

○政府委員(戸田正直君) 四月の八日  
に申告がございまして、この事件を重  
要な事件だと考えましたので、早速調  
査いたしました。調査いたしました範  
囲は、被害者である関野雄及びその  
妻、それから本件の安藤巡査、これに

○政府委員(戸田正直君) 調査の結果を一つ御報告願いたい。

は、先ほど大体概要を申上げましたのが、大体その調査の結果でござりますが、その前に先ほど亀田さんのお話の中に、私どものほうで調べたとの新聞に出たのと違うのがございますのでちよつと申上げたいと思います。この二冊の本が問題だというようなことが新聞には出ておりますが、私のほうで両方調べました結果では、さよくな事実はないと思います。そこで今度の警察官のこの行為でございますが、私どもの調べましたのは、警視総監の只今御報告とはいさざか違つております。安藤巡査が参りましたのは、私どもの戸で大体十時二十分頃ということになつておりますが、入つて来てガラス戸を閉めて、すぐ何も言わずに、障子の所にこう紙を貼つてないままのいわゆる覗き穴みたいになつているのであります。これを見て、なかへお宅では非常に用心がいいですねというのが最初のようであります。それでお宅は、文部省ですか、御主人はどうちらに勤めておりますかといふのが最初のきっかけのようであります。それで東大まですといふ返事から、部屋の中を見廻しておつて、そこにあつた本箱にぎつしり本が詰まつておりましたので、それを見ておりましたが、これを見せて頂けませんかといふのが極くほんの僅かの時間、そのときにはもうすでに片足を靴を脱いで上りいかけておつた。とめるも何もしないうちに見せて頂きますと言つて、奥さんとしてその場でどう

していいかはつとしているうちに、上つてしまつたというのだが、私のほうの実は調べた結論でござります。警視総監のこととは多少違いますが、諸般のいろいろ事情を調査いたしますと、或いはそうであつたんじやなかろうかといふうに私のほうではさよろに事實を認定いたしておる次第であります。

そこで今度のこの思想調査の行はるど  
いうものは、本人は思想調査をしたの  
でないということを言つております  
が、客観的には諸般の事情から見て思  
想調査をした疑いが十分にあるんじや  
なかろうかといふうに私は考へてお  
ります。従つて憲法十九条の思想の自  
由、憲法三十五条の住居不可侵に違反  
する人権侵害ではなかろうかといふう  
に考えておる次第であります。な  
お、警察官の職務執行法の第六条にも  
違反するのじやなかろうかといふう  
にも考へております。御承知のように  
思想調査といふことが只今全国的に問  
題になつております折に、警察官の  
かよくな行為といふものは、私は人権  
擁護上甚だ遺憾であるといふうに考  
えておる次第であります。

○中山福蔵君 あなたの今御報告されれた点は、誰と誰と誰の証言に基くものでありますか、その人名を一つお知らせ願いたい。そうしてその人名をお述べを願つて、特に各人の述べた供述の重点を一つお知らせ願いたい。全部お知らせ願う必要はない、誰はこう言つておる、誰はこう言つておる、これを総合的に考えて結論を下すところなるということを一つ御明示を願いたいと、こう考えます。

○政府委員(戸田正直君) 人権擁護局におきまして調査いたしましたのは、閣

野雄及びその妻の都、それから警官室の安藤安正、この三名につきまして調査を行つたかということを安藤巡査に聞いてみますと、安藤巡査は、私が閑野さんの宅に行つたかと申しますと、今までの所に行つたかと申しますと、前十一時頃だと思う。なぜ閑野さんの家の前にあります。だから閑野先生の家に行つたのはこの日が初めてであります。私はこの日案内簿を持つて参ります。戸籍簿というものは現在はなく、案内簿と称して、各自から任意に行つたのであります。だから閑野さんの氏名、家族、同居者その他勤務先、或いは職業を書いてもらい、それを提出させるのであります。私は閑野さんのお玄関に入つて、初め奥さんに、最近押充があるから気を付けて下さいと注意し、その後盜難予防の話をいたしましたと、そういうことになつておるのであります。が、閑野雄及びその妻の都の言によると、先ほど私が申上されたところに、押充の話というものは最初全然なかった。ただ障子の紙の貼つてないところを見たといふふうに答えておりました。それで、それは前の廻つて来るお巡りさんと教えられてこりいふうにいたしましたと、やはりこれは閑野雄及び其の妻の言うことが大体正しいんじやなかつたといふふうに私のほうとしては認めたままで、やはりこれは閑野雄及び其の妻の言ふふうに私のほうで考えたままでありますと、やはりこれは閑野雄及び其の妻の言ふふうにいたしましたといふふうに質問があつたので、それは前の廻つて来るお巡りさんと教えられてこりいふうにいたしましたといふふうに答えておりました。

で先ほど申上げたように、その玄関の四畳半にあつた本棚を見ていましたが、急に上つた。そして十冊ばかりのマルクス等の本を引出して見ておつた。そこで奥さんが、そういう本に御ころが、いや、趣味はないというようなことだつたそうです。この点はやはり安藤巡査について聞いてみますと、安藤巡査も、ただ何となく見たくなつたので、自分はマルクス等についても、別にそういう本についても趣味もないし又わからない。ただ何となく見なくなつたので上つたということが私のほうの調査では明らかになつておるのであります。それらの点から見ましても、果してこれが何のために見たかということは、これは本人以外には勿論わかりませんけれども、いろいろ、諸般の事情を考えてみますと、ただわけもなく警察官たるもののが本を見たくなつて、人の家へ上り込んで見ると、ることは、これは常識上も考えられませんので、いろいろの点を考えてみますと、客観的には思想調査という言葉が適當な言葉かどうかわかりませんが、どういう思想の本を読んでいる人であるかということを見たんじやなかろうか、という疑いを私のはうでは持つてしている次第であります。なお、警察官としては最初参りましたときに、その目的、それから要求に応じては、警察官である身分を示す証票といふものを示さなければならんことになつておりますが、これもなか／＼最初は明らかにしませんで、隣りの部屋に入れられて初めて、岡野助教授から、私も名刺を出されて、あなたも身分を明らかにして

● 中山福蔵君　只今お聞きした範囲では、思想調査を行つたかどうかかといふことを、自由その他の証拠によつて、傍説によつて明確にするという結論は出ていないと私は考へる。但しあなたのいわゆる常識的な客観的な現在の世相から推して、これは思想調査であるという御認定をなさるということは、これは御自由でござりますけれどもね。証拠とその結論とが因果関係がぴつたりと来ているかどうかということは、いささか私は疑問を持つわけであります。先ずそれ以上は今日お調べになつていられないわけでありますから、それ以上お尋ねいたしません。

そこで、私は警視総監に一つお尋ねしておきたい。これはこういふことは現在のこの日本の状態から推して、よほど深甚の考慮を要する問題であると同時に、警察官に対しては一応上官としてこれは一応現在の世相を説いて、その行動というものを一々自戒自律しておくべきものだということを、これは何と申しますか、指令しておかれるのが当然だと思うのですが、この案内簿というものが現在あつて、これで一年に一回くらい各家庭を訪問して防犯の事前予防行為をやるということは、これは警察官として当然だと思いますが、将来こういうことを一つお互いに、これは憲法第十九条のいわゆる良心及び思想の自由というものが許

は学者の生命とも言ふべき学問の自由でありますから、殊に憲法第二十三条によつて学問の自由といふものは明らかに書かれておるわけでありますから、よほどお互に注意しないといふと、現在のいたくない壯を探られる事態といふものが私は惹起されるのではないかといふことも恐らくある。今日こういうような、何といいますか、思想混亂といふか、惑乱されておる今日においては、これは十分一つ御注意を払つて頂かんと、間々こういうことが起つたとしたら、誠に私は日本のために悲しむべき事態だと思つのであります。こういう点につきまして、一つ将来のお考えを警視総監から承つておければ、大変結構だと思ひます。

ほど警視総監は警察官が家の中へ上ののだから、少くとも承諾は得ておるだらうといふふなことをおつしやつておるんですが、これは非常に重要な点ですよ、この事件で……。相手が女なんですね。そういう場合にちよつと見せてもらいたいからと、こういふうに現職の制服の警官が言う。相手が急に言われたようない間に「はあ／＼」と、こう言つてゐる間にすう／＼と行つてしまふわけですね。これは常識的に想像できるんですよ。そういう状態を承諾を得たと見るか、得ていないと見るか、重要なことでしょ。それを警視総監のほうは、どうもその辺をやはり擁護する気持はないと言つておるが、どうも擁護するような気持が動いておるよう思ひますね。だから、そじやなに思ひますね。だから、そじやなしに、私ども実質的にそれが強制されおるかどうか、そういう立場からこれを見ておるのですか。やはり承諾があつたときの情勢を判断して……。そういう立場からこれは冷静にやはり考へてもらいたいですよ。その点どういうふうにお考へですか。やはり承諾があつたか、それを見つけておるのか知らん。先ほど局長から報告され、又その報告はあなたのほうにも行つておるはずですね。

○参考人(田中栄一君) これは本人の言ふこととありますから、私も全面的に本人の言ふことが正しいとは思つておらないのであります。本人も上る際に、奥さんのほうに、妻女のほうに、上ることを差支えないだらうかということを何でも二回か三回に亘つて「ちよつと上つて差支えございませんでしょか」と言つたところが、「どうぞ」というふうなことと、それについて「ちよつと上つて差支えございませんでしょか」と言つたところが、「どうぞ」というふうなことで、それについてしまつておるんですが、いすれにいたしましても、かよくなことで、こうした誤解を受けるということは非常

で靴を脱いで上つたと、かよにまことに陳述いたしておるのであります。仮にそうでなくとも、勿論警官でありますから、ずか／＼妻女の答えもなしに上るということは、私といたしましては考えられないであります。少くともその間に相手方がどういふように受けられたか、これは実際問題、事実の問題でありますから、我々もよくわからぬのであります。そこで、「上つてよろしうございますか」「どうぞ」、或いは妻女のほうで止むを得ず言つたかも存じませんが、安藤としては「どうぞ」を言つたものですから、一応御承諾を得たものと、いう氣持で上つたものと、私は解釈いたしております。その辺が巡査と妻女のとの二人の話でござりますが、会話をありますから、それがどういふうに、妻女が心理的に受けられたかということは、これは私どもわかりませんが、一応とにかく上つてよろしうございますか、よろしうございません。どうぞ。では見せて頂いてよろしうござりますか。どうぞ。こういうことがあります。どうぞ。では見せて頂いてよろしうござりますか。どうぞ。こういうことで本人が上つておるのです。かよな点から、或いはその承諾をとる方法が不十分であつたかも存じません。或いは短時間のうちにやつた会話をありますから、或いは不十分であつたかも知れません。或いは妻女のほうが変に圧迫的な、心理的な気持になつてしまつて、一応どうぞと言われたものが田舎に疎開したままになつております。常に使はれておつたかも存じませんが、警界側としましては、一応どうぞと言われたものですから、一応承諾を得たものと、いうふうなことになりますが、いすれにいたしましても、かよくなことで、こうした誤解を受けるということは非常

で靴を脱いで座敷に上り込んだままで立つて、いろ／＼な書籍を並べてあります。○亀田得治君 総監が只今二回も三回も、上つてもいいかという意味の承諾を取出して表紙をめくつたのでありますから、妻女の答えもなしに上るといふことは、私といたしましては考えられないであります。少くともその間に相手方がどういふように受けられたか、これは実際問題、事実の問題でありますから、我々もよくわからぬのであります。そこで、「上つてよろしうございますか」「どうぞ」、或いは妻女のほうで止むを得ず言つたかも存じませんが、安藤としては「どうぞ」を言つたものですから、一応御承諾を得たものと、いう氣持で上つたものと、私は解釈いたしております。その辺が巡査と妻女のとの二人の話でござりますが、会話をありますから、それがどういふうに、妻女が心理的に受けられたかということは、これは私どもわかりませんが、一応とにかく上つてよろしうございますか、よろしうございません。どうぞ。では見せて頂いてよろしうござりますか。どうぞ。こういうことで本人が上つておるのです。かよな点から、或いはその承諾をとる方法が不十分であつたかも存じません。或いは短時間のうちにやつた会話をありますから、或いは不十分であつたかも知れません。或いは妻女のほうが変に圧迫的な、心理的な気持になつてしまつて、一応どうぞと言われたものが田舎に疎開したままになつております。常に使はれておつたかも存じませんが、警界側としましては、一応どうぞと言われたものですから、一応承諾を得たものと、いうふうなことになりますが、いすれにいたしましても、かよくなことで、こうした誤解を受けるということは非常

で靴を脱いで座敷に上り込んだままで立つて、いろ／＼な書籍を並べてあります。○亀田得治君 総監が只今二回も三回も、上つてもいいかという意味の承諾を取出して表紙をめくつたのでありますから、妻女の答えもなしに上るといふことは、私といたしましては考えられないであります。少くともその間に相手方がどういふように受けられたか、これは実際問題、事実の問題でありますから、我々もよくわからぬのであります。そこで、「上つてよろしうございますか」「どうぞ」、或いは妻女のほうで止むを得ず言つたかも存じませんが、安藤としては「どうぞ」を言つたものですから、一応御承諾を得たものと、いう氣持で上つたものと、私は解釈いたしております。その辺が巡査と妻女のとの二人の話でござりますが、会話をありますから、それがどういふうに、妻女が心理的に受けられたかということは、これは私どもわかりませんが、一応とにかく上つてよろしうございますか、よろしうございません。どうぞ。では見せて頂いてよろしうござりますか。どうぞ。こういうことで本人が上つておるのです。かよな点から、或いはその承諾をとる方法が不十分であつたかも存じません。或いは短時間のうちにやつた会話をありますから、或いは不十分であつたかも知れません。或いは妻女のほうが変に圧迫的な、心理的な気持になつてしまつて、一応どうぞと言われたものが田舎に疎開したままになつております。常に使はれておつたかも存じませんが、警界側としましては、一応どうぞと言われたものですから、一応承諾を得たものと、いうふうなことになりますが、いすれにいたしましても、かよくなことで、こうした誤解を受けるということは非常

で靴を脱いで座敷に上り込んだままで立つて、いろ／＼な書籍を並べてあります。○亀田得治君 総監が只今二回も三回も、上つてもいいかという意味の承諾を取出して表紙をめくつたのでありますから、妻女の答えもなしに上るといふことは、私といたしましては考えられないであります。少くともその間に相手方がどういふように受けられたか、これは実際問題、事実の問題でありますから、我々もよくわからぬのであります。そこで、「上つてよろしうございますか」「どうぞ」、或いは妻女のほうで止むを得ず言つたかも存じませんが、安藤としては「どうぞ」を言つたものですから、一応御承諾を得たものと、いう氣持で上つたものと、私は解釈いたしております。その辺が巡査と妻女のとの二人の話でござりますが、会話をありますから、それがどういふうに、妻女が心理的に受けられたかということは、これは私どもわかりませんが、一応とにかく上つてよろしうございますか、よろしうございません。どうぞ。では見せて頂いてよろしうござりますか。どうぞ。こういうことで本人が上つておるのです。かよな点から、或いはその承諾をとる方法が不十分であつたかも存じません。或いは短時間のうちにやつた会話をありますから、或いは不十分であつたかも知れません。或いは妻女のほうが変に圧迫的な、心理的な気持になつてしまつて、一応どうぞと言われたものが田舎に疎開したままになつております。常に使はれておつたかも存じませんが、警界側としましては、一応どうぞと言われたものですから、一応承諾を得たものと、いうふうなことになりますが、いすれにいたしましても、かよくなことで、こうした誤解を受けるということは非常

で靴を脱いで座敷に上り込んだままで立つて、いろ／＼な書籍を並べてあります。○亀田得治君 総監が只今二回も三回も、上つてもいいかという意味の承諾を取出して表紙をめくつたのでありますから、妻女の答えもなしに上るといふことは、私といたしましては考えられないであります。少くともその間に相手方がどういふように受けられたか、これは実際問題、事実の問題でありますから、我々もよくわからぬのであります。そこで、「上つてよろしうございますか」「どうぞ」、或いは妻女のほうで止むを得ず言つたかも存じませんが、安藤としては「どうぞ」を言つたものですから、一応御承諾を得たものと、いう氣持で上つたものと、私は解釈いたしております。その辺が巡査と妻女のとの二人の話でござりますが、会話をありますから、それがどういふうに、妻女が心理的に受けられたかということは、これは私どもわかりませんが、一応とにかく上つてよろしうございますか、よろしうございません。どうぞ。では見せて頂いてよろしうござりますか。どうぞ。こういうことで本人が上つておるのです。かよな点から、或いはその承諾をとる方法が不十分であつたかも存じません。或いは短時間のうちにやつた会話をありますから、或いは不十分であつたかも知れません。或いは妻女のほうが変に圧迫的な、心理的な気持になつてしまつて、一応どうぞと言われたものが田舎に疎開したままになつております。常に使はれておつたかも存じませんが、警界側としましては、一応どうぞと言われたものですから、一応承諾を得たものと、いうふうなことになりますが、いすれにいたしましても、かよくなことで、こうした誤解を受けるということは非常

職員の間には、賛成、反対の両方の意見がござりますようあります。又司法部の職員組合は、昨日と本日、全国の大会を開きましたして、この問題を討議いたしていよいよござります。毎年この職員組合の大会のあと、組合の幹部諸君と事務当局の責任者との間で、いろいろ問題につきまして協議懇談をいたしますが、恐らく明日あたり大会を終えて帰京いたしますところの組合の幹部諸君との間で、話合がありますかと存しております。話合の結果、或いは今まで十分に理解の行つていなかつた点について、双方に理解をし合えて、その結果或いは話が円満に進むといったようなことも、考えられないものでもありませんので、若し鶴田委員のお許しを得られまれば、その組合との懇談のあとの状況におきまして、最初からの詳しいきさつを、所管の人事局長からお答えいたいとか、ようになりますが、よろしくおきりますか。

○鶴田得治君 結構です。

○委員長(郡祐一君) 次に、前回検察審査会の審査事件の結果等に關して御質疑がありましたので、津田総務課長から説明願います。

○説明員(津田実君) 検察審査会におきまして起訴相当の議決がありました。案件についての処理の仕方にについて御説明を申上げます。

起訴相当の議決がありましたのにつきましては、直ちに当該検事正におきましてその内容を管轄の検事長、検事総長及び法務大臣に報告をいたすことになつております。でその際に、

検事正の意見なども付して参ることになつております。一方当該検事正におきましては、直ちに当該事件につきまして関係検察官から事情を聞きますことは勿論であります。更に多くの場合は次席検事或いは上級の検察官をして事件を担当せしめまして更に捜査をいたすわけでござります。でその結果に基きまして判断をいたしまして起訴手続をとる、或いは従来の不起訴の意見を維持する、かのようにきめるわけであります。その間におきまして検事長或いは検事総長、つまり最高検察庁或いは法務省は最高検察庁を通じましてこれらに対して意見を述べることは勿論でございます。或いは指示をいたす場合もあるのでございます。

而して今までかような事件につきま

六件につきましてその裁判結果を検討いたしますと、有罪の判決があつたもののが八十件、無罪の判決があつたものが二十三件、これが二十六件に對してあります。起訴件數百二十六件に対しまして無罪の件數二十三件と申しますのは約一八%になるわけであります。無罪の率が一八%になる。ところが全部の件数の、検察庁の起訴いたしました件数に対しまして最近数年間の無罪の比率は最高の年で〇・五%、更にこの検察審査会の起訴相当議決のありました事件の有罪判決結果を見ますると、そのうち二千円以下の罰金にとどまつたものが十一件、そのほか罰金が十一件、六箇月以下の懲役で執行猶予を付されたものが十件というふうでありますて、その三分の一は有罪判決と申しましても非常に軽い刑に相成っている次第であります。

の違い、即ちまあ加罰性に対する過失的な評価といいますか、そういうもののに基づくものかと考え得る点があるのでありますけれども、いずれにいたしましてもそのような選ばれた検察審査員がそのようく議決をするに至つたといふ点につきましては、検察側でも考慮いたしまして、事件の処理をいたしました。おる次第でござります。

いは法務省において、その内容を全事件に亘つて検討いたしておることは、勿論、更に処分をいたします場合におきましては、その処分に至つた経緯並びにその処分の理由をやはり検事長、検事総長、法務大臣に報告してもらいます。それによりまして勿論首肯し得べきかどうかということは、当然判断いたす、上級官庁で判断いたしておるわけでございまして、この点につきましては、すべての報告書が中央に参つております。それによりまして検事正の処置或いは検察官の処置が相当であるかどうかということは、常に中央において審査をいたしておる次第でござります。

それからこの検察審査会の第二の問題につきましては、検察審査会の制度そのもので、検察官が不起訴の処分をいたしました場合に、それが相当でないと思われる場合におきましては、それにつきまして審査会は独自の職権によつて、意見をきめて検事正に通告する。かようなことでございます。もとよりさのような他の違つた機関の通告によりまして、十分そのよつて来たるところを検討して、起訴すべきか否かを判断するべきものであることは、当然のことと考えます。又今までの運用においても、さような点は十分考慮されておることを確信いたしております。ただまあ気分の上でいや／＼であるかどうかといふような問題がござりますが、これはしば／＼検察審査会そのものについていろいろ／＼の意見があるわけでございますが、法務省或いは検察庁におきましては、当然これは恒久的に存置すべきであり、かような意見



なるやつはつきりわかるわけです。そうすると結局それだけ検察官の取調べが粗漏であるということの焼印を押されます。判決の結果はつきりしてあるのではないかと思うのです。そうすると検察官としては一つの責任というものがそこに生れて来るのではないかと私は考えるのですが、その意味において検察審査会といふものは誠に通俗的ではありませんが、今僕はちょっと見ないが……なりますと、審査会の使命はどういうふうにして活かすか、その使命並びに運営をどういうふうにして巧妙にやつて行くか、並びにこれを一般に如何に周知せしめるかということは、これは検察当局は勿論として、裁判所としても相互援助的な立場において国民一般に知らしめる必要があるのでないかと思うのです。実際に三百有余の審査会にはないわけです。これは一つ裁判所と御相談をなさつて連合会を一つおこしらえになつて、やはり中央に統轄機関とくものをこしらえて、そして審査会の意義といふものを国民に徹底せしめるということが必要ではないかと思うのですが、そういう点について裁判所とも一つ御協議になつて、おやりになる勇気はないのですか。それを一つ最後にお尋ねしておきたいと思います。

○説明員(津田実君) 現審査会法に改

正すべき点ありやなしやという点につきましては、從来最高裁判所事務当局としましても研究中であります。法務省におきましても研究中であります。従いましてそれらの問題、今御指摘の

問題につきましても研究問題としてそれまで研究するのは至だと思いませんが、法務省におきましても勿論研究しております。

○一松定吉君 不起訴処分にしたときには昔は抗告と手続をやつたね。今構成法にはその規定はございました。只今御指摘通りでございます。裁判所構成法が廃止になりまして、裁判所と検察庁法にわかれただおりま

す。検察庁法におきましては、明文の規定としてはさような規定はおいておりません。併しながら実際問題として検察庁あるいは最高検察庁、或る場合に

ついては法務省におきまして必ずその申告の内容について検討をいたして、相当の指示をいたしております。

○一松定吉君 裁判所構成法のときにも検事の不起訴処分に対する抗告をなすことができるという規定があつた。それは検事の取扱について公正な措置をしなかつたのがいけないということを、いわゆる不服の申立の意味において上級裁判所に向つて、そのやり方が不都合だからと抗告といふようなことになりますけれどもするといふことになつて来る

と、そんなものは取り上げんでもいいけれどもするといふことになりますけれども、それはどうなりますか。

○説明員(津田実君) 法律の明文に準拠いたしましての抗告という形のものは、勿論それはそういう形式を持つた書面でされる場合もあり得るかと思ひます。それにつきましては一応の審査を事实上いたしておる。併しながら法律上審査すべしという規定は勿論ございません。そういうことを今申上げたわけです。

○一松定吉君 そうなると君、その下級の検察官の不起訴処分に対する抗告の意味において現われるんじやないかと、こう聞くんだよ。元の裁判所構成法のときもそういう意味でやつておつて、抗告することを得という規定はありませんよ。

○説明員(津田実君) 只今御指摘の監督権の発動を求める意味の申告と申しますが、それは如何ような形でもできることは、必ずしも検査官においては民間からやつたものほどもいつまでも、長いやつは二年も三年も放つたらかして、懲りの中へ入れておるというようなことがあるんです。これは一つ御注意を願いたいところです。これでござります。それに対しても思つておるんですがあなたにお願いするには無理かも知らんが、法務大臣からでも、或いは検事総長からでもそういうようなことについて、一応やはり部下の検察官に向つて御注意をなさつておるといふことが私はいいと思いますから、これを御参考のためにお願いしておきます。

ありましょが、近頃なか／＼告訴、告発といった事件は容易に着手しない。これは何ですか、何とかの方法にすれば、勿論後に直すということは当然いたしております。

○一松定吉君 この前の裁判所に

おれを取消して起訴し得るわけでありま

それから、その告訴、告発したやつに對して、この告訴、告発人には、これは起訴の価値がないんだ、不起訴にするんだというようなことで、必ずこれは通知の手続をとつておりますか。それはとつておれば今言う通り、俺の告訴したのはこれは不起訴になつたが、この不起訴はよくないから、それが、一つ検察審査会に出ようというよなことになれば、この検察審査会といふものが活動ができるようになるんだが、それを不起訴にはしたけれども、そのまま放つたらかしてあつたという事になつて来る、検察審査会に向つて活動を要求する機会を見出しができない。ということになると非常に権利の伸張を阻害されることになるんだが、その点はどうですか。

○上原正吉君 関連して……。この判決を送達する場合にはいつまでに控訴ができるということを付けるといふが、うなことをやつておるんでしよう、どうですか、素人だからわかりませんが……。

○説明員(津田実君) 不起訴の通告をいたした場合ですか。

○上原正吉君 やはり、判決を送達した場合に、言渡した場合に、この判決に対して不服ならば控訴ができるとか……、いつまでにやれば控訴ができるということを言添える必要があると私は思うんですが、そういうことをやつておるんだと思いませんがどうなんですか。

○説明員(津田実君) これは刑事案件の判決についてという前提でいたしますと、勿論告知いたしております。それから略式命令の場合につきましては、不服の申立てをする途書いたものは、当然緒に中に入つておるものと一体をなしておる命令書になつております。

○上原正吉君 そこで私は不起訴処分については、この処分に不服ならば検察審査会に再審を願うことができるということの手続をやるのが法律運用の慣行であつて然るべきだとこう考

る。そうでなかつたら、そういうふうに法律に定める必要があれば、提案をして頂いて、そういうふうになるのが本当の民権を保障する途だと、或いは又人権をそれから民権を擁護する途だとこう考へるわけですが、お考へは如何でしようか。

○説明員(津田実君) それらの点につきましては、検察審査会法改正の際に考慮いたしたいと思いますが、なお事実問題としてもやり得る事柄でありますので、考究いたしたいと思います。

○亀田得治君 告訴の事件のことが随分出ますけれども、これは随分いろいろな現在の取扱いに欠陥がありますよ。例えば告訴を取上げるとも取上げないと何も言わないのがある。そしてあれはどうなつたのかと聞きに行きましたと、いやまだやつているんだ、こういうことなんです。蛇の生殺しみたいですね。こういう行き方があるのだな。検察庁のこれは一番するいややり方だ。取上げないとも言わんから攻撃もできないし、それかといつて審査会へも持つて行けない。それじやすくやるのかと思うと、すぐ進めることもない。そうすると、ああいうのはすべて時期があるのでね。本人自身は余り時間が経つと自分のほうで気が抜けてしまう。大体気が抜けてしまつた頃に、人の目に付かんようにそつと検察庁のほうで処理してしまつ。こういうことが相当やはりありますね。だから私もこれを機会に告訴事件の取扱い方というものをもう少し検討してもらいう必要がある。

ていると言いますが、これはお調べ願いたいのですが、大阪の地検では今まで直告係を別に設けていたのです。ところが最近直告係を廃止したはずであります。廃止してすべての検事に告訴事件を幾らかずつ割当る。今まで直告係に五、六人おられたようですが、そこへ何十件、何百件來ても告訴事件を持ち込んだわけです。ところが今度はあの制度を廃止されたように私は聞いたのです。あなたのさつきの答弁と非常に違いますからね。私こういうことに例えば大阪の地検がなりますと、全部普通の事件をやつてある各検事に幾らかずつ公平に渡るわけですから、結局このやつはみんな後廻しになってしまふ。そしていわゆる警察を通つた事件だけが優先的に……、絶えず事件がこう輻輳するから結局そういうふうになる虞れがあるので、今までは幾らかでも直告係があれば、仕事を片付けて行くわけですが、こういうふうになると、ます／＼告訴、告発というものは余り問題にせんことにしよう、そういうふうな方針じゃないのですか。この審査会の事務官を減らしたり、どうもいろいろなことを考へるとそういうふうに思うのですがね。そういうふうに方針をきめているのじやないですか。

官の数の問題にも非常に関係いたしますので、現在においては、なか／＼人の関係で事件が思うようにはけないといふようなこともあります。これは検察官の件数を以て、当時の件数の数倍に当る事件を処理しておるというような状況でございますので、勿論一般の民衆のいろいろ要望については副いがたいような結果が不本意ながら起つておるところとはあり得ると思います。いずれにいたしましても、未済事件の未済期間でござりますね、受理してから処理するまでの期間がありまして、常に統計表等によつて監督官がにらんでおるのが殆んどすべての状況であります。未済期間の長いものにつきましては、それ／＼個々に注意を与えておりますので、できる限り早く処理するよういたす方針は勿論變つております。具体的の人の係の編成につきましては、当該検察庁の具体的の事情を聞いて見ませんと、何ともお答え申し上げかねます。

に割当てられますと、その告訴事件は皆んな放りこんでしまつてゐる、それが半年なり一年経つてしまふといふようなことで、それが結局非常に事件の停滞を來す原因なんですね。でございますから、この処理の問題についての政府当局の意見と並びに検察審査会に対する不不服の中立のできるよろな方法を、これは法文に一々そんなものを入れさせすればできるのですから、そういうことをするために、検事総長並びに検事正、これを一つここにお出でを願つて、そういう意見を一つ交換する機会を作つて頂きたいということの動議を提出いたします。それは確かにいいことです。

○亀田得治君 それからもう一つ、ち  
ょつとそれに入る前に検察審査会の人  
の整理の問題ですね、これはどちらもや  
はり不適当と思うのです。で、予算措  
置等にも大した影響がないよう聞く  
のです。この点は一つ考慮してもらいたい。そうしてじどういう方法でそ  
の点を処理するか、これは私が内閣委  
員長から聞きますと、部分的な問題と  
しては単に法務委員会だけじやなし  
に、農林委員会、あつちこつちにやは  
りあるそうです。そういうたよりなのは  
やはり各部署其釣合をとれたやり方  
で当然これは処置すべきものじやない  
かと思うのです。だからそういう意味  
で一つ委員長のほうから代表して内閣  
委員長のほうに一遍折衝をしてもら  
たい。その間の結果を又お聞かせ願え  
ば、私どもとして適當な処理の方策が  
出て来るだらうと思います。これは一  
つ要望しておきます。

○委員長(郡祐一君) これは委員各位  
の間に定員法の審議は一応前回で終了  
いたしましたが、その後は修正をなさ  
るか、あのままで行くかの御意見があ  
るうかと思います。従いまして皆さん  
の御意向に従つて行動はいたします  
が、これは委員各位においてもどのよ  
うに扱うかを一つお考えおき願いたい  
と思います。政府側のほうには毎回定  
員法を修正いたしますときには、果し  
て予算上差支えないかどうかという点  
で当該の主管省と大蔵省の意見の違う  
ような場合もありますので、この点は  
政府側においても一つ一応支障はない  
がといった御答弁は過日ございました  
が、その点は政府側においても裁判所  
側と御研究を十分しておいて頂きたい

○委員長(郡祐一君) 民訴につきましては、過般参考人を呼びましたので、このあとに秘密保護法について公聴会を開きたいと思いますので、若し参考人が先般の参考人で不足でありますれば、参考人を更に呼びますことは考えてよろしいと思いますので、公聴会は例の広告をいたしましたり、何かの手続が大分暇どりますので、公聴会は大体秘密保護法だけについていたして、参考人の形で民訴のほうは進めて参りたいと思います。

○松定吉君 結構です。それで結構ですから、参考人ならば最高裁の民事の係りと、それから地方裁判所若しくは高等裁判所の民事の係りと、それと弁護士会と、それと訴訟上に対する学界の権威者この四人ぐらいの一つ意見を聞いてこれはやはりやるということ私はいいと思うからこれは一つお考えを頼つておきます。

○委員長(郡祐一君) さような意味合いで先般の最高裁の小林俊三さん、それから高裁の斎藤さん、それから教授の菊井さん、それから弁護士会とこれだけお願ひをいたしました。

○松定吉君 嘘んだのかね。

○委員長(郡祐一君) いたしました。ちょっとと速記をやめて。

〔速記中止〕

目次

第一章 總則(第一條)

附則

(定義)

**第一条** この法律において「協定」とは、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定をいう。

2 この法律において「派遣国」は、千九百五十年六月二十五日

六月二十七日及び七月七日の国際連合安全保障理事会決議並びにモ

九百五十一年一月一日の国際連合総会決議に従つて朝鮮に軍隊を

遣したアメリカ合衆国以外の國に  
あつて、日本國との間に協定がな

力を有している間におけるもの、  
いう。

### 3 この法律において「国際連合」

軍隊」とは、派遣軍が前項に規定する諸決議に従つて朝鮮に派遣し

た陸軍、海軍及び空軍であつて、日本国内にある間ににおけるものをいう。

4 この法律において「国際連合の軍隊の構成員」とは、国際連合の軍隊に属する人員で、現に服役中のものをいう。

5 この法律において「軍属」とは、派遣国の国籍を有する文民（派遣国及び日本国の二重国籍者については、当該派遣国が日本国内に入れた者に限る。）で、当該国際連合の軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国内に在留する者を除く。）をいう。

6 この法律において「家族」とは、左に掲げる者（日本国の国籍のみを有する者を除く。）をいう。

一 国際連合の軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十一歳未満の子

二 国際連合の軍隊の構成員又は軍属の父、母及び二十一歳以上の子で、その生計費の半額以上を当該国際連合の軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

三 この法律において「国際連合の軍隊の使用する施設」とは、協定第五条第一項の施設をいう。

（第二章 刑事手続  
（施設内の逮捕等）



は、刑事訴訟法による抑留又は拘禁とみなす。

#### 附 則

1 この法律は、日本国とアメリカ合衆国以外の国との間ににおける協定の最初の効力発生の日から施行する。

2 この法律の施行前に派遣国に關して日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十八年法律第二百六十五号。以下「法律第二百六十五号」という。）の規定によつてなされた手続及び処分は、この法律の相当規定によつてなされた手續及び処分とみなす。この法律の施行後に法律第二百六十五号の派遣国がこの法律の派遣国となつた場合において、この法律の派遣国となる前に当該派遣国に關し法律第二百六十五号の規定によつてなされた手續及び処分についても、同様とする。

3 法律第二百六十五号の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「議定書に署名し、且つ、日本国との間に議定書の効力が発生したもの」を「日本国との間に議定書が効力を有する間ににおけるもの」に改める。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 この法律は、議定書が効力を発生したすべての国と日本国との間ににおいて議定書が効力を失つたときは、議定書の最後の失效の時に、その効力を失う。但し、その時までにした行為に対

する罰則の適用及びその時までに派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊によつてなされた抑留又は拘禁についての刑事補償法の適用に関しては、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

昭和二十九年四月二十八日印刷

昭和二十九年四月三十日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局